険加入者の皆さん

も後期高齢者支援分の追加や税率の改正、 今年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保税について 受けられるために、 国民健康保険 (国保) 加入者が医療費などの負担を支え合う制度です。 とは、 病気やけがをした時に安心して医療が 年金からの天引きの徴収

が始まります。 国保税の今年度の主な変更点をお知らせします。

市民課保険年金係

加されます 後期高齢者支援分」

めていただく時期は変わりません。

ただし、納付書や口座振替で納

なお、仮算定の第1・2期 (4・

歳の人)」を合わせた額を納めてい は「医療分」と「介護分 (40~64 することになりました。 これまで 齢者支援分」として国保税を負担 するため75歳未満の人は「後期高 制度が創設され、その制度を支援 代わって、新たに後期高齢者医療 ます(上表参照)。 ましたが、平成20年度から「後期 高齢者支援分」が新しく加えられ 平成20年度から老人保健制度に

> 平成20年度納期限 覧表

は含まれません。

出するため、「後期高齢者支援分 6月) は、前年度課税額をもとに算

第1期 4月30日(水) 第2期 6月30日(月) 9月1日(月) 第3期 第4期 9月30日(火) 第5期 10月31日(金) 12月1日(月) 第6期 12月25日(木) 第7期 第8期 平成21年2月2日(月)

平成21年3月2日(月)

決定し、第3期から徴収が始まり 今年度から国保税額は、 7月に決定します 7 月 に る方がいる場合は、

後期高齢者支援分 = 国保税 医療分 +

40歳未満の方

40歳以上65歳未満の方

医療分と後期高齢者支援分の合算した金額。

平成20年度からの国保税

介護保険の第2号被保険者となり、医療分と介護分、 後期高齢者支援分を合算した金額。

医療分 + 介護分 + 後期高齢者支援分 = 国保税

65歳以上75歳未満の方 医療分と後期高齢者支援分を合算した金額。 介護保険の第1号被保険者となり、介護保険料は、 別に納めていただきます。

医療分 + 後期高齢者支援分 = 国保税

後期高齢者支援分」

は

月末が、

土・日曜日の場合は、

そ

第9期

の翌日または、翌々日となります。

中旬に変わります1。 期がこれまでの8月中旬から7月 それに伴い納入通知書の送付時

1)国保の納税義務者である世帯 時に届くことがあります。 主が後期高齢者 (75歳以上) 者医療と国保の納入通知が同 で、家族に国保に加入してい 後期高齢

平成20年度の国保税率

後期高齢者支援分

1.4%

4.1%

7,200円

6,400円

12万円

平成20年度の税率

助金を差し引いた金額が国保税の 払う一部負担金と国や県からの補 ます。そこから医療機関などで支 総額です に予測される医療費などを推計し 国保税の決め方は、まずその年

ごとの国民健康保険税が決まりま められています。 で算出し、限度額はそれぞれに決 項目の組み合わせによって世帯

資産割、均等割、

平等割の4項目

分が加えられ、それぞれ所得割

今年度からは、

後期高齢者支援

年金天引きが始まります 10月から国保税の

対 象 れる徴収方法が導入されます。 加え、10月から年金から天引きさ ありました。今年度からこれらに 口座振替と納付書で納める方法が これまで国保税の納付方法は、 次の S のすべてに当て

はまる方

世帯内の国保の被保険者が全員 世帯主が国保の被保険者 65 74 歳

世帯主が介護保険料を年金から 介護保険料と国保税の天引き額 天引きで納めている 年金の受給額が年額18万円以上

> 書による納付方法 振替または、納付 った場合は、

口座

に切り替わる場合があります。

保険者が一人となる世帯は、

玉

えない

介護分(2)

0.95%

4.5%

7,100円

4,500円

9万円

の合計が年金額の2分の1を超

たは、

納付書で納めていただき

税の減免措置を講じます(申 った方について、国民健康保険

が必要)。

ることにより、当該被保険者の ら後期高齢者医療制度に移行す 被用者保険(社会保険など)か 保税の平等割が半額になります。

被扶養者から国保被保険者とな

は、これまでどおり口座振替ま 年金天引きの対象にならない方 よる納付方法となります。

る年度は、口座振替や納付書に

また、世帯主が75歳に到達す

年金天引き対象者の納付方法 り替わります(年 よる納付方法に切 の支払い月です)。 金天引きは、 から年金天引きに ていただき、 替や納付書で納め に税額が変更にな ただし、年度途中 でどおり口座振 9月までは、これ 年 金 10 月

年金天引き対象者の納付月

平成21<u>年度</u> 平成20年度 4月 0 0 5月 0 6月 7月 8月 0 \bigcirc \bigcirc 9月 10月 \bigcirc \bigcirc 11月 0 \bigcirc 12月 1月 \bigcirc \bigcirc 2月 3月

<例>

所得割

資産割

均等割

平等割

限度額

【年金天引きになる世帯】

・世帯主(夫:国保)72歳、妻(国保)68歳

医療分

5.0%

30.0%

25,300円

25,700円

47万円

・世帯主(夫: 国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社保) 40歳

2) 介護分は、40歳以上65歳未満の方のみです。

【年金天引きにならない世帯】

・世帯主(夫:国保)72歳、妻(国保)63歳

・世帯主(夫: 国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳

・世帯主(子: 社保)46歳、父(国保)68歳、母(国保)71歳

・世帯主(夫:後期高齢者)78歳、妻(国保)68歳

方がいることにより、 伴う経過措置 後期高齢者医療制度創設に

られます。 れまでと同様の軽減判定が受け 方がいることにより、国保の被 後期高齢者医療制度に移行する

保の被保険者が減少しても、こ 後期高齢者医療制度に移行する 世帯の国

正しい所得を申告しましょう

することにより、 をもとに決められています。 とができる場合があります。 所得がなかった場合でも申告を 国民健康保険税は、前年の所得 軽減を受けるこ